

平成 19 年 8 月 31 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
日本ホテルファンド投資法人
代表者名 執行役員 實延 道郎
(コード番号: 8985)

投資信託委託業者名
ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 實延 道郎
問合せ先 財務部長 有働 和幸
TEL : 03-3433-2089

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

日本ホテルファンド投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日付で、下記のとおり、金融庁より投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第 10 条の 2 に基づく業務の方法の変更に係る認可を取得いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該認可申請につきましては、平成 19 年 8 月 7 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 認可取得日

平成 19 年 8 月 31 日

2. 認可申請の内容（業務の方法の主な変更内容）

- (1) 資産運用会社が運用を行う資産の種類に関し、広く投信法に定める「有価証券」を投資対象とする変更等。
- (2) 投資法人の資産の運用に係る権限の再委託をする場合の根拠法令の変更。
- (3) 上記の変更のほか軽微な字句の修正。

3. 認可申請（業務の方法の変更）の理由

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う投信法の改正により、特定資産の定義が変更されること等及び資産運用会社が運用を行いうる資産の種類が拡大されるために修正を行うものです。また、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う証券取引法の金融商品取引法への改正により、投資信託委託業者（改正後の投信法における資産運用会社）に対する再委託規制の根拠法令が投信法から金融商品取引法に変更されること等に伴う修正を行うものです。加えて、会社法の施行に伴う根拠法令の名称変更その他の字句の修正等を行うものです。

4. 今後の見通し

本投資法人の平成 19 年 9 月期の運用状況への影響はなく、業績予想の修正はありません。

以上

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.nhf-reit.co.jp>